



《会計・税務の知識》 NISA(ニーサ)とは

上場株式等の売買益や配当等については、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率で課税されてきましたが、平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率になります。しかし、平成26年からは、日本版ISA（少額投資非課税制度）が利用できるようになります。4月末、この日本版ISAの愛称が「NISA」に決定しました。

なお、所得税には別途復興特別所得税が必要ですが、ここでは省略しています。

1. NISA とはなんですか？

日本版ISAは、イギリスで広く普及しているISA（Individual Saving Account）を参考にしており、「NISA」は、NIPPONのISA制度を表現しています。

NISAは、平成26年から平成35年まで、証券会社や銀行などの金融機関で上場株式や株式投資信託等を購入すると、その配当金や売買益等は5年間非課税となる制度です。ただし、専用の非課税口座（以下ISA口座）を開設する必要があり、年間100万円までという投資金額の上限があります。

また、1口座の非課税期間は5年間です。一人毎年1口座を開設する事ができるので、毎年1口座開設すると5年後には5口座保有する事ができ、非課税枠の合計は最大500万円になります。

2. ISA 口座はいつから開設できますか？

ISA口座は、20歳以上の方に限り平成26年1月1日から利用できます。開設の手続きは、平成25年10月1日から行う事ができ、既にISA口座開設の申込みの受付を開始している金融機関もあります。

なお、全ての金融機関を通じて、一人1口座しか開設できません。証券会社と銀行では取扱商品に違いがあるため、口座を開設する金融機関は十分に検討する必要があります。

3. 投資金額について注意点はありますか？

ISA口座に投資できる金額は1年間100万円となっていますが、100万円を超える投資がなされた場合には、超えた部分にかかる配当金や売買益等について課税されます。

また、中途売却は自由ですが、売却部分の投資枠を再利用することはできません。年間100万円の非課税枠の未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

なお、平成26年に開設したISA口座で継続保有していた証券については、5年後の平成31年に、一般口座や特定口座（以下課税口座）に時価で移管するか、平成31年分のISA口座に時価で移管するかを選択します。ただし、ISA口座から課税口座への移管は可能でも、課税口座からISA口座への移管は不可能ですのでご注意ください。

4. ISA 口座の注意点はありますか？

ISA口座で生じた損はなかったものとされるため、売却損が生じた場合には課税口座の売却益や上場株式等の配当等との損益通算や損失の繰越ができず、逆に税制上不利な結果となります。

評価損が出ている銘柄を課税口座に移してから売却損を出す事もできません。移管日が取得日とされ、取得価格は移管日の時価となります。

損益通算ができない事から損切りの考えにストップをかける可能性があり、損失が拡大する結果にもつながりかねません。よって、投資家の皆さんは投資の時期と金額と銘柄において、より慎重な判断が必要です。

最後に：

損をした時の救済措置がないため、ISA口座は経験のない個人投資家にとってより慎重な判断を要するものとなりました。個人投資家を増やそうとする動きの中で、幅広く資産形成の機会を提供するという趣旨からすれば、低リスクで安定した商品が向いていると言えます。逆に、キャピタルゲイン非課税を活用しようとするならば、価格変動性がある高リスクの商品を購入することになりますが、結果として課税口座での投資の方が有利になる事もあり得ます。今後の市場動向とISA口座の口座開設数が楽しみですね。

出典：日本証券協会HP、国税庁HP

（担当：池田）